

福岡都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(都市計画区域マスタープラン)

平成23年 4月25日 告示

福岡県

目 次

1	都市計画の目標	1
(1)	都市づくりの基本理念	1
ア	地域特性	
イ	都市計画区域の広域的位置づけ	
ウ	都市計画区域の都市づくりの基本理念	
(2)	地域毎の市街地像	3
(3)	各種の社会的課題への対応	3
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	4
(1)	区域区分の決定の有無	4
(2)	区域区分の方針	4
ア	将来におけるおおむねの人口	
イ	将来における産業の規模	
ウ	市街化区域のおおむねの規模及び現在、市街化している区域との関係	
3	主要な都市計画の決定等の方針	5
(1)	土地利用に関する方針	5
ア	主要用途の配置の方針	
イ	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	
ウ	市街地における住宅建設の方針	
エ	市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	
オ	市街化調整区域の土地利用の方針	
カ	大規模集客施設の立地誘導方針	
(2)	都市施設の整備に関する方針	10
ア	交通施設	
イ	下水道及び河川	
ウ	その他の都市施設	
(3)	市街地開発事業に関する方針	18
ア	主要な市街地開発事業の決定の方針	
イ	市街地整備の目標	
(4)	自然的環境の整備又は保全に関する方針	20
ア	基本方針	
イ	主要な緑地の配置の方針	
ウ	実現のための具体の都市計画制度の方針	
エ	主要な緑地の確保目標	
4	都市防災に関する方針	25
(1)	基本方針	25
(2)	都市防災のための施策の概要	25
ア	防災対策・震災対策	
イ	洪水対策	
ウ	コンビナート防災対策	
エ	その他	
参考附図1	将来像図	27
参考附図2	主要な都市計画の決定の方針図	28
参考附図3	大規模集客施設の立地誘導方針図	29

福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（福岡県決定）

1 都市計画の目標

福岡県の都市を取り巻く社会経済環境の変化を認識しながら、各都市が今後とも都市活力のある社会経済活動の場として機能し、また、県民に快適で幸せな暮らしを提供する場として機能していくため、福岡県においては、「暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり」を目標としている。

この目標を実現するため、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることのできる「低炭素でコンパクトな都市づくり」を都市整備の基本的な考え方としている。

県全域の都市圏構造においては、「アジアの交流拠点となる第4の大都市圏の創造」を目指して、福岡市、北九州市の都市機能の集積を活かしつつ、個性ある都市群により形成するネットワークを強化し、山地や海辺の自然軸等の豊かな自然環境と重ね合わせることで、活力と住みやすさが共存した環境共生型の新たな都市圏構造の実現を図る。

(1) 都市づくりの基本理念

ア 地域特性

本区域は、福岡市、春日市、大野城市、志免町、粕屋町から構成され、北部は玄界灘及び博多湾に面し、東部は三郡山地、南部は脊振山地に囲まれた、大都市ながら山や海が間近に迫り、豊かな自然に育まれた地域である。古代より大陸との交流の場としての歴史を持ち、九州における経済、行政、情報、文化の中核である。福岡市は、これまで九州の中核都市として、経済、行政、情報、文化等の機能を集積しながら牽引的な役割を果たしつつ、アジアの交流拠点都市をめざして発展を続けてきた。その過程の中で福岡市の都市活動が活発化し、必然的結果として人口の集中、増大を生み、様々な影響を相互に及ぼしあう社会生活圏は拡大してきた。

福岡市を中心とした周辺の市町村、中でも春日市、大野城市、志免町、粕屋町、さらには近隣の宗像市、古賀市、太宰府市、筑紫野市、糸島市、福津市、糟屋郡、筑紫郡などは通勤通学圏あるいは住宅都市として福岡市と一体的な日常生活圏を形成しており、これまでも緊密かつ有機的な連携と協調を図ってきた。

また、予想を上回る速さで進む少子化や高齢化、中国をはじめとした東アジアの著しい発展など本区域にも影響を及ぼす社会経済情勢の変化が生じている。

イ 都市計画区域の広域的位置付け

本区域は、近隣の宗像市、古賀市、太宰府市、筑紫野市、糸島市、福津市、糟屋郡、筑紫郡などと日常生活圏を構成しており、より広域的には、久留米、甘木、飯塚等と放射環状型の連携軸でネットワークを形成している。

この日常生活圏において本区域を、中心的役割を担う区域として位置付けるとともに、広域的な交流圏においての中心的役割を担う区域として位置付ける。

また、北側の玄界灘及び博多湾、南側の脊振山地、東側の三郡山地に囲まれる地域のほぼ中央部にあ

り、これらとつながりを持った市街地内の緑など豊かな自然環境を保全・創造する区域と位置付ける。

ウ 都市計画区域の都市づくりの基本理念

豊かな自然環境を保全・創造して、活力と住みやすさが共存した環境共生型の新たな都市圏構造を実現するにあたって、本区域は、北九州とともに広域的な中枢機能を発揮し、牽引的な役割を果たすことが求められる。このため、社会的、歴史的、自然的な特徴を大切に活かしながら、本区域内すべての住民が、安全、快適、豊かで、しかも活力ある都市生活を享受しつつ、少子化・高齢化、国際化、情報化、地球環境に配慮した暮らしの実現、住民の価値観の多様化、都市再生や地方分権の流れなど、様々な社会・経済の変化にも対応する必要がある。今後は、これらの要請に応えるため、次の4つを本区域の都市づくりの基本理念として定めるものとする。

(ア) 都市活動を支え、交流を育むコンパクトな都市づくり

広域化する都市化圧力への対応を図り、市街地の無秩序な拡大を防止し、秩序ある枠組みを維持し、計画的な市街地形成を推進する。

このため、都市機能の集積を図り、計画的な拠点の形成と、各拠点間を結ぶ利便性の高い交通ネットワークの形成を図り、様々な都市活動を支え、交流を育むコンパクトな都市づくりを目指す。

(イ) 安全で快適な生活を支える都市づくり

地形的に水資源に恵まれない本区域では、安定した水資源の確保とともに節水型都市づくりに取り組み、風水害や地震などの大規模な自然災害、都市化の発展に伴う高層建築物や地下空間などにおける都市型災害にも対応できる基盤整備と防災・危機管理体制を強化し、安全・安心の都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化など高齢者や障害者をはじめ誰もが安心して活動できるまちづくりを進め、大気環境や水環境・騒音・振動などへの対策を進め、快適で安らぎのある生活を実感できる都市づくりを推進する。

(ウ) 自然環境に囲まれ、環境と共生する都市づくり

本区域を取り巻く脊振・三郡山系など山並みの緑や、博多湾・玄界灘の海岸線など豊かな自然の保全を図るとともに、生物多様性に配慮して、公園の整備、緑地の創造や、河川等水辺の整備を進め、自然とふれあえる都市づくりを推進する。

地球環境問題やヒートアイランド現象などに対応し、資源・エネルギーを大切に使用するとともに、ごみの発生抑制・リサイクル・熱回収など循環型社会の構築を進め、環境と共生する都市づくりを目指す。

(エ) 活気にあふれた個性が輝く都市づくり

地域のもつ個性的な資源を活用して、後世に残しうる良質な都市空間の形成、美しく魅力ある景観形成、歴史・文化・自然等を活かした都市づくりを進めるとともに、多彩な人々の交流と活動を支えることにより、活気にあふれ個性が輝く都市づくりを目指す。

(2) 地域毎の市街地像

天神や博多駅を含む地区を都心部として位置付け、西日本・アジアを視野に入れた高度な都市機能や広域交通機能の集積を図るとともに、それを補完する副次的拠点（サブ拠点）として、香椎・千早を中心とした北部、粕屋・志免を中心とする東部、大橋・大野城・春日を中心とする南部、西新・姪浜・シーサイドもちを中心とする西部に位置付け、交通結節機能の高い商業業務などの拠点の形成を図る。さらに、これに準ずる拠点として地区拠点を、区域内に分散し位置付け、交通結節機能や日常生活に必要な商業機能等の集積を図る。そして、都心部、これらサブ拠点に近接する利便性の高い住宅地の整備を図り、一体化した秩序ある市街地の形成を図る。

また、西部に産学官の連携により地域の知の拠点づくりを目指す学術研究都市拠点として、移転する九州大学を位置付けるとともに、北東部に国際的にも競争力ある港湾の整備を目指す物流拠点、西日本・アジアを視野に入れた新しい産業の集積などを目指す拠点としてアイランドシティを位置付ける。

そして、市街地を囲む集落等を田園集落ゾーンと位置付け、身近に田園景観に親しめる集落等として、農林漁業など地域の生活に根ざした良好な生活環境の形成・保全を図る。

さらにこれらを取り囲むように北側の海の自然軸と南側の緑の自然軸などからなる自然環境保全ゾーンを位置付けるとともに、山並みから博多湾に伸びる市街地内の緑（緑の腕）や川や山の裾野等を活かした水と緑のネットワークにより、身近に自然に親しめる空間の形成を図る。

(3) 各種の社会的課題への対応

社会経済情勢の変化やまちづくりの方向性を考慮し、低炭素都市に向けた取り組みや長期にわたり整備が行われていない都市計画道路など必要に応じて都市計画を見直す。

中心市街地の活性化を図るため、香椎駅周辺及び香椎副都心土地区画整理事業の区域を中心とした香椎地区、西鉄下大利駅及び白木原駅を中心とする地区、西鉄春日原駅及びJR春日駅近隣の地区において、様々な都市機能がコンパクトに集中する中心市街地の形成を図る。

都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」に指定された、「福岡香椎・臨海東地域」、「福岡天神・渡辺通地域」では、ゆとりとにぎわいのある街並みの形成に資する都市開発事業等を促進することにより、国際中枢都市の形成を目指すとともに、「博多駅周辺地域」では、交通結節機能の充実強化とあわせ、業務・商業機能等の高度化により、九州・福岡の陸の玄関口にふさわしい魅力ある都市拠点の形成を目指す。

そして、都心部やサブ拠点、地区拠点などの各中心市街地において、後世に残しうる良質な都市空間の形成のため、これらへの近接性や交通の利便性を生かした職住近接型の快適な暮らしができる住宅地の整備や、多様な住民が移動しやすく憩える都市空間の整備を進める。特に、移動しやすさについては、交通バリアフリー法に基づく基本構想（福岡市、大野城市策定）などにより、旅客施設、周辺道路等で重点的にバリアフリー化整備を行う箇所として博多駅地区、天神・赤坂地区、香椎地区等の12地区が選定されており、これらを中心にその整備を進める。

また、近年の都市における局所的な集中豪雨の発生状況を踏まえ、河川改修のみならず、流出抑制のための流域対策、土地利用規制、水防・避難連絡体制の強化など、幅広い視点から総合的な対策を検討する。

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本区域は地方自治法第 252 条の 19 に基づく指定都市（福岡市）が含まれていることから、都市計画法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、区域区分を定める。

(2) 区域区分の方針

ア 将来におけるおおむねの人口

本区域及び市街地内の人口を次のように想定する。

区 分		年 次	
		平成17年	平成27年
都市計画区域内人口		1,680.1千人	おおむね 1,724.3千人
市街地内人口		1,634.5千人	おおむね 1,681.0千人

※平成27年の市街地内人口には、保留人口を含む。

イ 将来における産業の規模

本区域における産業の規模を次のとおり想定する。

区 分		年 次	
		平成17年	平成27年
生産規模	工業出荷額	7,108億円	7,158億円
	卸売販売額	123,777億円	125,440億円
	小売販売額	21,133億円	23,766億円
就業構造	第1次産業	5.7千人（0.7%）	5.2千人（0.6%）
	第2次産業	118.5千人（15.2%）	113.6千人（13.5%）
	第3次産業	655.6千人（84.1%）	725.2千人（85.9%）

ウ 市街化区域のおおむねの規模及び現在、市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案して、市街地の規模を次のように想定する。

市町名	年 次	市街地の面積		備 考
		平成17年	平成27年	
福岡市		15,799ha	おおむね 16,267ha	平成17DID約 14,505ha
大野城市		1,353ha	おおむね 1,405ha	平成17DID約 1,151ha
春日市		1,333ha	おおむね 1,333ha	平成17DID約 1,285ha
志免町		702ha	おおむね 702ha	平成17DID約 646ha
粕屋町		659ha	おおむね 662ha	平成17DID約 391ha
合 計		19,846ha	おおむね 20,367ha	平成17DID約 17,978ha

※平成27年の市街地の面積には、保留人口フレームに相当する面積は含まない。

3 主要な都市計画の決定等の方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 主要用途の配置の方針

(ア) 商業業務地

本区域における市街地形成の扇の要として、都心部である天神～川端～呉服町～博多駅～渡辺通に囲まれた区域や、その周辺に位置する千代、堅粕、博多駅南、那の川、薬院、警固、赤坂、長浜地区等に中枢となる商業業務地を配置する。また、本区域の北部、東部、南部、西部における交通の拠点でありサブ拠点の香椎・千早を中心とする北部、粕屋・志免を中心とする東部、大橋・大野城・春日を中心とする南部、西新・姪浜・シーサイドももちを中心とする西部に商業業務地を配置するとともに、地域生活の中心としての商業地を適切に配置する。

さらに、これら以外の市街化進行地域、新市街地の適切な位置に近隣商業地を配置し、日常購買需要に対処する。

今後の都市整備にあたっては、都心部ではコンパクトで効率的な土地利用を図り、都市施設をはじめとした都市基盤の整備を推進するとともに、オープンスペースの確保や良好な都市景観の創出により、魅力ある都市空間の形成を図る。

また、都市機能の更新などにより、商業業務機能や地区サービス機能の一層の充実を図るとともに、住民に密着した市庁舎、町役場、区役所、出先機関等については、それぞれ住民の利用に至便な地区中心地等に配置する。

(イ) 工業地

本区域の工業地は福岡市の都心に比較的近い東部臨海部や福岡空港周辺及び国道3号、同201号沿道に立地しており、今後もこれらの地区を中心に工業地を配置していく。また、地域密着型工業に対処するため、地域バランスを考えた適切な位置に周辺市街地との調和に留意しつつ工業地を配置していく。

(ウ) 流通業務地

陸上輸送や海上輸送等に至便な福岡流通業務団地を核とする福岡市の多の津地区、粕屋町の戸原・内橋地区・福岡インターチェンジ周辺及び鉄道輸送にも至便な福岡市の箱崎ふ頭地区等の交通要衝の地に集中的に配置するほか、港湾整備と連携して、香椎パークポートやアイランドシティに将来の物流の増大や変革に対応できるような臨海型の流通業務地を整備する。

(エ) 住宅地

昭和40年D I Dを中心とする旧市街地においては、比較的高密度の住宅地を配置し、都市空間の有効利用を図る一方、職住近接を基本とした良好な居住環境の実現を図るとともに、オープンスペースの確保や防災性の向上を促進する。

また、周辺市街地では中密度あるいは低密度の住宅地を適切に配置し、計画的な市街地整備や規制・誘導により、居住環境の整備、保全を図る。

さらに、郊外の新市街地等においては、土地区画整理事業などの計画的な開発により、緑と適正な空間が確保された低密度の住宅地を配置する。

イ 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

都心部並びに福岡市の中心市街地を形成している区域をはじめとしてサブ拠点及び地区拠点として位置付けている地区、さらにはこれらに関連する主要幹線道路の沿道などは、都市機能の適正な維持増進と限られた土地の合理的利用に資するため、高密度もしくは中密度な土地利用を図る。

また、都心部周辺及びサブ拠点周辺の日常購買需要に対処すべき地区についても近隣の低密度な住宅地との調和を図りつつ、適切な密度構成を図る。

工業地及び流通業務地については、環境との調和を図るべく比較的低密度の構成を維持するが、集積した立地を図る地区については、中密度な構成を図る。

旧市街地内等で土地の有効利用を促進すべき地区及び幹線道路の沿道で高度利用を図るべき地区等については、低層の土地利用がなされている場合等隣接する区域への配慮をしつつ、住宅地としての比較的高い密度構成を図り、また市街化進行地域及び新市街地等で良好な住居の環境を保護すべき地区については、計画的な開発により低層住宅を主体とした低密度な住宅地の形成を図る。

ウ 市街地における住宅建設の方針

社会・経済の変化や高齢化の急速な進展、環境や防災などに関する意識の高まりなどに対応するため、良質なストック形成の観点から質の向上を重視し、基礎的な居住水準の向上はもとより、少子化・高齢化への対応、環境との共生、防災・防犯性の向上などを図るとともに、周辺環境との調和やまちづくりへの貢献などに配慮し、良好な住環境の形成を図る。

エ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

(ア) 土地の高度利用に関する方針

本区域内にある都心部、サブ拠点、地区拠点を中心に、都市機能の集積を促進して、土地の有効・高度利用を図る。

(イ) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

工業地及び流通業務地は、必要に応じて住環境への配慮を行いつつ、業務特性等に応じて集約的に配置を行い、用途の純化を図る。

住宅地は、良好な住環境を保全・誘導するため、純化、専用化を基本としつつ、都市構造、地域特性に応じて、日常生活に必要な一定の施設の立地誘導を図る。

また、都心部、サブ拠点、地区拠点を中心に、都市生活の利便性向上、産業の活性化や多様な世代によるコミュニティの形成などを目指し、居住・教育・文化・医療・福祉といった複合的な土地利用を促進する。

(ウ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

住環境整備が特に必要な地区については、都市基盤での整備はもとより、地域における緑空間創出の誘導などにより居住環境の向上を図り、あわせて地域の特性に応じて、地区計画、建築協定及びま

ちづくり協定等を推進し、良好な居住環境の形成を図る。

(エ) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内における貴重な緑やオープンスペース、市街地周辺の身近な緑地や農地、自然地などの維持・保全・創造をあわせて行っていくことにより、自然と調和した市街地の形成を図る。

都心部をはじめとする市街地では、四季を感じる花と緑に彩られた街並みや公共空間・歩行者空間の確保、美しく整備されたウォーターフロント、界限性のあるたたずまい、魅力的な景観など美しく楽しい都市空間の形成を図る。

オ 市街化調整区域の土地利用の方針

市街化区域の拡大を必要最小限に抑え、市街化調整区域の自然環境や農地の保全を図る。

地域の特性にあった住環境の改善・誘導やコミュニティ機能の維持、地域の活性化などに資する計画への対応を図る。特に、山裾の緑地や水辺空間については保全を図る。

なお、研究開発等の知識集約型産業やリゾート開発などの土地利用計画については、都市及び地域における必要性、位置的特性、種類、規模等を総合的に勘案し、農林漁業との調整を行いながら進める。

(ア) 優良な農地との健全な調和に関する方針

福岡市西部及び粕屋町東部の多々良川沿いの農用地区域を中心とした優良な農地については、その保全を図る。

(イ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地周辺部の山地等で、宅地造成後もなお、災害発生等の危険が予想される急傾斜地については、森林のもつ土砂流出防備機能及び水源かん養機能等を維持する観点から、林地としての保全を図る。

(ウ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

玄海国定公園等の自然公園区域及び自然景観のすぐれた樹林山地や史蹟地、海浜等の景勝地などは自然地として保全を図るとともに、レクリエーションの場としての活用を図る。

(エ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

福岡市アイランドシティの一部は、公有水面埋立事業による計画的な市街地整備を予定しており、事業の進捗に応じ、市街化区域に編入する。

なお、開発適地における住宅供給等を目的とする計画については、農林漁業との調整を行い、市街化区域への編入を検討する。

また、次の地域については、長期的・広域的視点に立って、農林漁業上の位置付けや周辺環境等を十分に勘案し、計画的な土地利用を検討する。

- a 福岡市における九州大学伊都キャンパス及びその周辺（九州大学学術研究都市構想（平成13年策定）に基づく区域）や都市高速鉄道3号線関連地域
- b 粕屋町における土地区画整理事業等による計画的な市街地整備が必要なJR駅や流通業務地区の周辺地域
- c 主要幹線道路沿道などにおいて計画的なまちづくりが行われる地域

カ 大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造に影響を及ぼす下表に定める大規模集客施設については、立地の影響が市町村の範囲内にとどまる程度の大規模集客施設を誘導する「拠点」と、広域的で多様な都市機能の集積を図るため、より広域的な大規模集客施設の立地を誘導する「広域拠点」として下記のとおり位置づけ、次の土地利用方針によることとし、都市機能が「拠点」、「広域拠点」に集積する集約型都市構造への転換を図るものとする。

広域拠点 / 拠点	拠点名称
広域拠点	JR博多駅／西鉄天神駅周辺
広域拠点	JR姪浜駅周辺
広域拠点	JR香椎駅周辺
広域拠点	地下鉄西新駅／地下鉄藤崎駅周辺／シーサイドももち周辺
広域拠点	西鉄大橋駅周辺
広域拠点	西鉄雑餉隈駅・JR南福岡駅周辺
広域拠点	JR箱崎駅周辺
広域拠点	アイランドシティ周辺
広域拠点	地下鉄六本松駅周辺
広域拠点	JR九大学研都市駅周辺
広域拠点	西鉄春日原駅周辺
広域拠点	西鉄下大利駅周辺
拠点	西鉄高宮駅周辺
拠点	JR竹下駅周辺
拠点	西鉄井尻駅周辺
拠点	若宮周辺
拠点	九州大学伊都キャンパス周辺
拠点	JR長者原駅周辺
拠点	地下鉄野芥駅周辺
拠点	JR・西鉄和白駅周辺
拠点	地下鉄橋本駅周辺
拠点	原交差点周辺
拠点	地下鉄七隈駅周辺
拠点	長住周辺
拠点	志免町民体育館周辺

(ア)「広域拠点」における土地利用の方針

広域拠点は、広域的で多様な都市機能の集積を図るため、大規模集客施設の立地を誘導する。

広域拠点においては、原則として床面積等の規模上限なく大規模集客施設が立地できるものとし、商業地域等の用途地域あるいは地区計画等により、その実現を図る。

(イ)「拠点」における土地利用の方針

拠点は、身近な地域において都市機能の集積を図るものとし、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の大規模集客施設の立地を誘導する。

拠点においては、原則として床面積^(※1) 10,000m²^(※2)以下の商業施設等の大規模集客施設が立地できるものとし、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図る。

なお、立地の影響が1つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情による。

(ウ)「拠点以外の地域」における土地利用の方針

拠点以外の地域は、大規模集客施設の立地を抑制する。この地域においては、都市圏等の必要性に応じて、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図る。

なお、大規模集客施設の規模は立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模とし、都市圏等の実情による。

大規模集客施設の種類		大規模集客施設の規模等	うち広域拠点に立地を誘導する規模等
商業・ 娯楽系	商業施設		
	スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設	施設の床面積の合計が3,000m ² ^(※3) を超えるもの	施設の床面積の合計が10,000m ² ^(※2) を超えるもの
公共・ 公益系	公共施設（国、地方公共団体の拠点施設：庁舎、市町村役場、基幹図書館）	国・地方公共団体が整備する公共施設	国・県が整備する公共施設
	病院	病床数200床 ^(※3) ^(※4) を超えるもの	3次医療圏規模のもの
	福祉施設	収容人数200人 ^(※3) を超えるもの	（立地の影響が市町村の範囲を超えるような規模のものはない）
	大学等	学生数が500名 ^(※3) を超えるもの	同左

(※1) 商業施設、スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設の床面積の合計

(※2) 立地の影響が1つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情による。

(※3) 立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模は都市圏等の実情による。なお、福岡市域の商業・娯楽系施設については、10,000m²とする。

(※4) 病床数には、療養、精神等を除く。

(2) 都市施設の整備に関する方針

ア 交通施設

(ア) 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域の交通体系は、都心部を中心とする一極集中型の幹線道路網やJ R鹿児島本線、福岡市営地下鉄、西鉄天神大牟田線、J R福北ゆたか線等からなる鉄道網及び空の拠点としての福岡空港及び海の玄関口である博多港などを軸として形成されている。

これらについては、福岡市を中心とした日常生活圏への都市機能の集積に応じ、機能強化を図ってきたが、急速な都市化の進展に交通施設の整備が追いつかず、都心部やその周辺において、交通混雑が日常化している。

このような交通混雑を緩和し、都市の均衡ある発展を促すため、都市高速道路や福岡外環状道路等の整備によるネットワーク型の幹線道路網の形成や、鉄軌道ネットワークの形成等による公共交通機関の機能強化、利便性向上、さらには公共交通機関相互の連携、結節強化等が重要となっている。

また、ハード整備に加え、既存の交通施設の有効利用等による都市交通の円滑化や、高齢化社会の到来や地球環境問題の深刻化等を背景とした交通体系の質的向上も求められている。

このような状況を踏まえ、交通体系については、次の基本方針のもとに整備を行っていく。

- (a) 鉄軌道ネットワークの充実を図るとともに、既存鉄道の機能強化等により公共交通機関の機能を強化する。
- (b) 都市内交通の円滑化や都市機能の充実強化を図るため、九州自動車道などの自動車専用道路と一体となった高速交通ネットワークの形成や都市の骨格となる放射環状型の幹線道路網の整備を図る。
- (c) 公共交通機関の利用促進や乗継ぎの利便性の向上を図る観点から、公共交通機関相互や他の交通手段との連携強化を図るため、ハード、ソフトの両面から交通結節機能を強化する。
- (d) 交通混雑の緩和を図るため、住民、企業、交通事業者との連携・協力のもとに、交通需要マネジメントなどのソフト面での施策を推進する。
- (e) 福祉社会の実現や環境への負荷軽減等に向けて、交通体系の質的向上を図る。
- (f) 環境負荷を軽減する自転車を交通手段として活用促進するため、自転車走行空間の形成及び自転車駐車場の整備を図る。

b 整備水準の目標

本区域の骨格を形成する幹線道路については、市街化区域内道路密度で平成17年現在1.4km/km²の整備がなされている。市街地における幹線道路の望ましい整備水準である3.5km/km²を踏まえ、本区域の特性に応じた道路整備を推進する。

また、都市高速鉄道については、福岡都市高速鉄道3号線の都心部区間の具体化を図る。

(イ) 主要な施設の配置及び交通管理の方針

a 道路

都市内交通の円滑化と都市機能の維持増進を図るため、都市構造の骨格を形成する道路として、自動車専用道路や国道等の主要幹線道路及び区域内の主要地区、周辺地区間を結ぶ幹線道路を適切に配置するとともに、環状道路の整備により放射環状型の幹線道路ネットワークの形成を図ることを基本的な配置方針として、次のように整備を進める。

- (a) 本区域に流入・流出する大量の自動車交通の分散化のため、都市高速道路の整備を推進するとともに、広域的な交通需要に対処するための自動車専用道路や、九州自動車道及び都市高速道路や国道バイパスに接続する幹線道路の整備を図る。
- (b) 各所に発生している交通混雑の緩和を図るため、また今後、市街地開発計画が進められる地区においては、その交通需要に対処するため、幹線道路の整備を推進する。
- (c) 鉄道やバス等の公共交通機関相互の有機的連携を図るため、主要駅において駅前広場を整備し交通結節機能の強化を図る。

b 都市高速鉄道

福岡都市高速鉄道3号線の都心部区間の具体化を図るとともに、アイランド線（仮称）計画やその他新線計画の検討を行う。

また、地下鉄箱崎線と西鉄貝塚線との直通運転化など既設鉄道の機能強化や、新規プロジェクトの進展に伴う新たな交通需要への対応のための輸送力増強など、鉄軌道ネットワークの充実を図るとともに、鉄道と幹線道路との立体交差化を進め、都市内交通の円滑化と地域分断の解消を図る。

c 駐車場

都心部及びサブ拠点においては、道路交通の円滑化及び都市機能の維持増進を図るため、公共交通機関や道路の整備状況に応じた路外駐車場の計画的な整備を促進するとともに公共交通機関との結節機能の強化により、都心部における駐車需要の適正化を図る。

また、荷さばきや福祉対応など駐車需要の多様化に対応した駐車施設の整備や、既存駐車施設も含めた施設の有効活用などの質的向上を図る。

また、増加する自転車、バイク交通需要に対処するため、鉄道駅周辺に自転車駐車を確保し、秩序ある自転車等の利用の促進と自転車等の放置を防止することにより、歩行者空間等の良好な環境の保全を図る。

d 自動車ターミナル

乗換えの利便性を高めることによる交通結節機能の強化、道路交通の円滑化及び乗客サービスの向上を図るため、バスターミナル等の充実を図る。

また、都市を中心に発生している物流に関連した諸問題に対応し、流通機能の充実、都市関連物資の供給安定化を図るため、トラックターミナル等の物流関連施設の充実を図る。

e 港湾・空港

博多港は、九州・西日本地域の経済活動などを支える国際拠点港湾である。

物流面については、国際コンテナターミナルの整備や臨海部物流拠点の形成を図り、人流面については国際ターミナル機能の充実強化を港湾整備と連携して図るとともに、臨港道路の整備及び背後圏との広域交通ネットワークの形成を進める。

また、福岡空港は、路線展開と利用の状況から、我が国における国内外航空ネットワークの地域拠点として重要な役割を果たしており、東アジアをはじめとする国内外との交流を支え、増大する航空需要に対応し、将来にわたってその拠点性が発揮できるよう、現空港での滑走路増設について検討を進める。

f 交通管理

(a) 交通需要マネジメントの推進

自動車交通量の総量を削減する観点から自動車利用を公共交通機関に転換を促すため、公共交通機関の利便性向上やパーク・アンド・ライドなどの推進、不要不急の自動車利用の自粛の推進、時差通勤などの普及啓発等による交通需要マネジメントを推進する。

(b) 高度道路交通システムの活用

情報通信技術等を用いて、交通混雑の緩和や環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システムを推進する。

(ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設は次のとおりとする。

a 道路

市町名	種別	名称
福岡市	道路（自動車専用道路）	1・4・6 福岡前原線
	道路（幹線道路）	3・1・6 井尻姪浜線
	道路（幹線道路）	3・1・176 学園通線
	道路（幹線道路）	3・2・9 博多姪浜線
	道路（幹線道路）	3・2・10 国道3号線
	道路（幹線道路）	3・2・11 別府香椎線
	道路（幹線道路）	3・2・12 井尻粕屋線
	道路（幹線道路）	3・2・191 香椎アイランド線
	道路（幹線道路）	3・2・207 アイランド西2号線
	道路（幹線道路）	3・2・208 アイランド西3号線
	道路（幹線道路）	3・3・15 千代粕屋線
	道路（幹線道路）	3・3・16 馬出東浜線
	道路（幹線道路）	3・3・18 御供所井尻線
	道路（幹線道路）	3・3・20 福岡筑紫野線
	道路（幹線道路）	3・3・21 長浜太宰府線
	道路（幹線道路）	3・3・31 箱崎阿恵線
	道路（幹線道路）	3・3・36 和白新宮線
	道路（幹線道路）	3・3・41 博多駅六本松線
	道路（幹線道路）	3・3・43 博多駅春日原線
	道路（幹線道路）	3・3・47 藤崎四箇線
道路（幹線道路）	3・3・60 有田重留線	

	道路 (幹線道路)	3・3・78	壺粕箱崎線
	道路 (幹線道路)	3・3・90	鳥飼梅林線
	道路 (幹線道路)	3・3・104	姪浜飯盛線
	道路 (幹線道路)	3・3・164	梅林通線
	道路 (幹線道路)	3・3・183	長尾橋本線
	道路 (幹線道路)	3・3・192	海の中道アイランド線
	道路 (幹線道路)	3・3・201	長浜臨港線
	道路 (幹線道路)	3・4・13	博多箱崎線
	道路 (幹線道路)	3・4・46	西新早良線
	道路 (幹線道路)	3・4・48	清水上牟田線
	道路 (幹線道路)	3・4・52	粕屋久山線
	道路 (幹線道路)	3・4・57	屋形原須玖線
	道路 (幹線道路)	3・4・58	今宿周船寺線
	道路 (幹線道路)	3・4・62	千里太郎丸線
	道路 (幹線道路)	3・4・106	小田部姪浜線
	道路 (幹線道路)	3・4・107	姪浜駅北線
	道路 (幹線道路)	3・4・108	姪浜駅南線
	道路 (幹線道路)	3・4・145	周船寺駅前線
	道路 (幹線道路)	3・5・147	今宿駅前2号線
	道路 (幹線道路)	3・4・185	戸切通線
	道路 (幹線道路)	3・5・86	香椎花園線
	道路 (幹線道路)	3・5・88	大楠平和線
	道路 (幹線道路)	3・5・112	内野脇山線
	道路 (幹線道路)	3・5・171	美野島塩原線
	道路 (幹線道路)	3・6・91	桜坂桧原線
	道路 (幹線道路)	3・6・95	老司片江線
	道路 (幹線道路)	3・1・3	六本松周船寺線
	道路 (駅前広場)		竹下駅西口駅前広場
大野城市	道路 (幹線道路)	3・3・25	那珂川宇美線
	道路 (幹線道路)	3・4・77	現人橋乙金線
	道路 (幹線道路)	3・4・118	下大利南ヶ丘線
	道路 (幹線道路)	3・4・193	下大利駅東線
	道路 (幹線道路)	3・4・199	春日原駅前線
	道路 (幹線道路)	3・3・200	白木原下大利線
	道路 (幹線道路)	3・5・204	下大利駅西線
	道路 (幹線道路)	3・5・212	乙金川久保線
	道路 (駅前広場)		西鉄下大利駅西口広場
	道路 (駅前広場)		西鉄白木原駅東口広場
春日市	道路 (幹線道路)	3・3・25	那珂川宇美線
	道路 (幹線道路)	3・4・174	光町大土居線
	道路 (幹線道路)	3・4・175	小倉紅葉ヶ丘線
	道路 (幹線道路)	3・4・199	春日原駅前線
	道路 (幹線道路)	3・1・6	井尻姪浜線
	道路 (幹線道路)	3・2・12	井尻粕屋線
	道路 (駅前広場)		西鉄春日原駅東口広場
	道路 (駅前広場)		西鉄春日原駅西口広場
粕屋町	道路 (幹線道路)	3・2・12	井尻粕屋線
	道路 (幹線道路)	3・3・15	千代粕屋線
	道路 (幹線道路)	3・3・66	粕屋宇美線

b 都市高速鉄道

福岡都市高速鉄道3号線の都心部区間の検討を進めるとともに地下鉄箱崎線と西鉄貝塚線との直通運転化など既存鉄道の機能強化を図る。

また、西鉄天神大牟田線（雑餉隈駅周辺、春日原～下大利間）の連続立体交差事業を進める。

c 駐車場

駐車場のうち自転車駐車場については、鉄道駅周辺での乗継ぎに伴う自転車利用者の利便性確保と歩行者空間等の良好な環境を保全するため駐輪需要に応じ、都心部や鉄道駅周辺の自転車駐車場等を整備する。

d 港湾

コンテナ化等の進展、船舶の大型化等、海上輸送形態の変化に対応するため、港湾整備と連携して、アイランドシティ地区において国際コンテナターミナルの整備とあわせて臨海部物流拠点の形成を進めるとともに、箱崎ふ頭など既存ふ頭地区の再編・高度化を図る。

博多ふ頭～中央ふ頭地区については、港湾整備と連携して、物流の高度化を図り、国際コンベンションゾーン及び国際旅客ターミナルゾーンの形成により、九州・アジアの海の玄関口にふさわしい再整備を図る。これらの機能を支え、ふ頭間を連絡する幹線臨港道路の整備とあわせて、港湾背後の福岡都市圏や九州地域等とのアクセスの向上により、広域交通ネットワークの形成を図る。

イ 下水道及び河川

(ア) 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

(a) 下水道

下水道は、市街地における浸水の防除、水洗化等の生活環境の改善、公共水域の水質保全等に寄与し、快適かつ安全で清らかな水環境のまちづくりにとって不可欠な基盤施設であることから、総合的な排水計画に基づく整備を積極的に推進し、健全な都市環境の形成を図る。

特に、放流先である博多湾が、閉鎖性水域であることから、高度処理、雨天時放流負荷量の削減、下水の排出源対策等を積極的に推進し、さらなる水質向上を図る。

また、水環境の立場から、省エネルギー・循環型社会の構築に貢献する下水道として、下水処理水や汚泥の有効利用等を推進するとともに、水処理センターの上部空間の活用や、雨水渠を利用した親水空間の創造等、下水道施設を生かした新しいまちづくりを展開していく。

(b) 河川

都市化の進展に伴う流域の保水、遊水機能の低下による河川の負担の増大に対処する必要がある。新たな市街地の開発にあたっては、人口の適正配置や乱開発の防止あるいは調整池の設置等、総合的観点からの治水対策を講ずるとともに、各河川や水路の特性を踏まえた体系的整備、改修を促進し、同時に適正な管理を図る。

さらに、都市環境の向上に資するよう河岸の緑化や親水性等、地域に適応した河川や治水池の

環境整備を行い、良好な水辺空間の形成を図る。

b 整備水準の目標

(a) 下水道

平成17年において公共下水道の事業計画処理区域面積約22,627haのうち、約20,399haを整備し、普及率（行政人口のうち処理区域内人口の占める割合）が約98%となっている。整備水準として、平成32年の普及率を約100%に引き上げることを目標とする。

博多湾等の公共用水域の水質保全を図るため、リンの除去に加え、窒素及び有機汚濁物質も削減できる高度処理の導入を図るとともに、合流式下水道からの全放流負荷量を分流式下水道と同程度まで削減するなど、雨天時放流負荷量の削減を図る。

また、河川整備計画との整合を図りながら、過去の浸水被害の実態なども踏まえ、地域を重点化し、浸水対策を進める。

雨水整備手法としては流下型を基本とするが、貯留・浸透機能を持たせた流出抑制型の整備も行う。

(b) 河川

流域の都市化の進展に対応するための河川整備を進めるとともに、総合的な治水対策を推進する。

(イ) 主要な施設の配置の方針

a 下水道

下水道は、福岡市公共下水道、御笠川那珂川流域下水道、同流域関連公共下水道、多々良川流域下水道及び同流域関連公共下水道の5系統の整備計画となっているが、福岡市の公共下水道、流域関連公共下水道については、計画区域周辺の市街化を考慮した計画の見直しを行いつつ、公共下水道で整備することが合理的な市街化調整区域の集落についても整備を推進する。

また、大野城市、志免町及び粕屋町については、流域関連公共下水道の整備を推進し、これと整合を図りながら流域下水道の終末処理場の増設を行う。

なお、浸水地対策として、河川改修にあわせた管渠及びポンプ場の整備を図る。

b 河川

多々良川、那珂川、樋井川、瑞梅寺川等の二級河川、準用河川、普通河川の整備を推進する。なかでも、都心部を流域とする那珂川水系の早期整備を図る。

また、かんがい目的の使用が見込まれないかんがい用ため池で治水上有効なものについては、調整池や動植物の生息地（ビオトープ）として整備活用を図る。

さらに、うるおいのある水辺空間を創造するため、ふるさとの川整備事業や治水池環境整備事業を推進する。

(ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設は次のとおりとする。

a 下水道

種 別	名 称
主要幹線	(福岡市) 田尻太郎丸汚水幹線、田尻今宿汚水幹線、比恵9号幹線、中部2号幹線、中部7号幹線、唐の原第3雨水幹線、板付第2雨水幹線等
ポンプ場	(福岡市) 博多駅北ポンプ場、鳥飼ポンプ場、箱崎ポンプ場等
処理場	新西部水処理センター(新設)

b 河川

(a) 河川改修事業(基幹河川改修事業、都市基盤河川改修事業等)

多々良川、那珂川、樋井川、瑞梅寺川、金屑川、水崎川、周船寺川、

(b) ふるさとの川整備事業

那珂川

(c) 治水池環境整備事業

適宜

ウ その他の都市施設

(ア) 基本方針

ごみ処理については、単に燃やして埋めるといった処理から、その排出の抑制を図りつつ、リサイクルを推進するといった循環型の処理への転換が求められており、事業者や住民へのごみ減量・リサイクルの取り組みについての啓発を強化し、集団回収等のリサイクル活動の推進を図るとともに、資源ごみの分別収集を実施する等、総合的なごみ減量対策を進める。

また、ごみの適正処理を確保しつつ、リサイクルに対応するため、ごみの中間処理施設については、リサイクル関連施設の整備を進め、中間処理の多様化を図るとともに、焼却処理施設の整備を進める。

最終処分場については、埋立ごみの減量・減容化を進め、その延命化を図り、あわせて次期処分場の計画についても検討を進める。

卸売市場については、生鮮食料品の円滑な供給と適正な価格形成及び食品の衛生的な流通により住民生活の安定を図るため、市場施設の整備とあわせて集荷対策、取引の合理化、迅速化並びに低温流通の普及に対応するなど市場運営の近代化を促進する。

また、住民の自発的生涯学習を積極的に推進し、健康で生きがいのある明るく豊かなコミュニティづくりを進めるため、市民センター、体育館、プールの充実を図るとともに、住民の日常生活に密着した自主的な活動の場として、公民館を整備する。

(イ) 主要な施設の配置の方針

a ごみ処理場・ごみ焼却場

ごみの適正処理を確保し、再資源化を促進するとともに、ごみの減容化、安定化、無害化を図るため、焼却処理施設やリサイクル関連施設の整備を図る。

焼却処理施設については、臨海工場、東部工場、西部工場、南部工場等の既存工場の効率化や更

新を図る。

特に南部工場については平成27年度に耐用年数を迎えることから、福岡都市圏南部環境事業組合（福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町）において、可燃ごみの中間処理施設及び最終処分場を整備する。

また、資源化センターにおける鉄・アルミの回収や工場での発電や余熱利用など焼却処理施設における熱エネルギー回収を推進し、あわせて、びん・ペットボトルの選別・保管施設等での再資源化を推進する。

最終処分場については、埋立ごみの減量・減容化の推進により、既存埋立場の延命化を図りつつ、次期埋立場の計画についても、検討を進める。

大野城市については、広域的観点から可燃ごみの焼却を福岡市へ委託し、焼却灰については大野城・太宰府環境施設組合で埋め立てを行っている。志免町については、広域的観点から須恵町外二ヶ町清掃施設組合へ可燃物の委託処理を行っており、資源ごみ等については他町と共同によるリサイクルセンターで処理を行っている。粕屋町については、須恵町外二ヶ町清掃施設組合（粕屋町、篠栗町、須恵町）によりごみ処理を行っている。主要な施設について、今後とも広域的な配置の分担を図る。

b 卸売市場

福岡市の青果部3市場については、生産・流通環境の変化、消費者ニーズの多様化、市場施設の狭隘化等に対応するため、3市場を統合した新青果市場の整備を推進し、市場特性を生かした活力ある市場づくりを進める。

c 社会福祉施設

障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設について、恒久的な施設として位置付け、必要に応じて都市計画決定を行うとともに、施設の運営の安定化を図る。

d その他の中核的施設

福岡市においては、各小学校区を基準に公民館を整備するとともに、各区の市民センター、体育館、プールの充実、コミュニティ機能を主体とした複合的な機能を持つ地域交流センターの整備を進める。

また、西区元岡、桑原地区への九州大学の移転を推進する。

(ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設は次のとおりとする。

市町名	種別	名称	備考
福岡市	卸売市場	青果市場	
	その他	地域交流センターなど	

(3) 市街地開発事業に関する方針

ア 主要な市街地開発事業の決定の方針

(ア) 基本方針

今後、予想される人口の増加、さらには情報化、国際化の進展や住民の価値観の多様化など、社会経済活動の拡大に対応した都市空間の整備を進めるため、以下の基本方針を掲げる。

- a 市街地整備にあたっては、都市活動の基盤となる水、土地などの有限性、都市構成上の効率性、快適性に配慮した都市づくりを進める。
- b 均衡のとれた多心ネットワーク型構造の形成を目指し、適正な機能分担、強化を図るため、中心核としての都心部の機能強化、都心部を補完するサブ拠点や中心市街地の育成、地域核としての地区拠点等の形成、さらに新たな都市機能の創造の場として、東部臨海部や西部地域における新たなまちづくりを進める。
- c 総合的な都市基盤施設のネットワークの実現に向けて、公共交通機関の機能強化、幹線道路網の体系的整備等により多様な交通手段の有機的連携を図る。また、利用目的に応じた個性的な公園・緑地の体系的整備等を進める。さらに、これらの一体的整備のため面的整備事業を推進する。
- d 近年の急速な都市化の進展により失われつつある地域の歴史・文化的な資源や自然、風土などの有効な活用や保全を図るとともに、地区の特性に応じたまちづくりを進める。
- e 市街地における安全な都市生活を維持するため、地震・水害等の都市災害に対応できる都市づくりを推進する。
- f 既成市街地においては、拠点地区の整備とともに、地区の特性や状況に応じた公共施設の整備や市街地の改善を図り、あわせて土地の合理的かつ健全な高度利用とオープンスペースを確保し、職住近接の都市構造の実現と、より一層の都市空間の充実を図るため、総合的な再開発を推進する。
- g 市街化区域内における遊休地や一定規模以上の農地等の未利用地については、スプロール化を防ぎ、秩序ある良好な市街地形成を図る。
- h 市街化進行地域においては、秩序ある市街地形成に資するため、土地区画整理事業や良好な宅地開発事業、さらには地区計画等の活用により、スプロール的開発、ミニ開発等、将来の不良な市街地の形成を防止する。
- i 新市街地においては、土地区画整理事業や良好な宅地開発事業あるいは地区計画等により計画的で良好な市街地の形成を図る。

(イ) 都市再開発に関する方針

既成市街地内で次の一に該当する市街地において、計画的な再開発が必要である。

- a 都心部、サブ拠点、地区拠点及びこれらに準ずる市街地で、都市構造の強化及び再編成を図るため、交通体系等を踏まえた適切な土地利用と秩序ある都市形成を推進すべき一体の市街地。
- b 地下鉄駅の建設、連続立体交差化、都市高速道路及び幹線道路等、根幹的都市施設の整備に伴い合理的土地利用を図るため、これらに見合う市街地整備を行う必要のある一体の市街地。

- c 地区施設等の未整備、建築物の老朽化、用途の混在といった問題点の解消や、防災性の向上を図り、良好な市街地環境を形成するため、整備、改善を行う必要のある一体の市街地。
- d 個性的、魅力的な都市空間の保全、形成あるいは修復を図ることによって都市環境の向上を図るべき一体の市街地。

(ウ) 防災再開発促進地区に関する方針

密集市街地の区域内で、防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区である、大浜地区、御供所地区において、老朽木造住宅密集、道路狭隘、公共施設未整備等の解消によって延焼防止等防災安全性の向上を図り、良好な市街地環境を形成するため、居住環境の整備、改善を緊急に行う。

(エ) 市街地整備の方針

市街化区域のうち、当面、重点的に市街化を図るべき区域は次のとおりとする。

市町名	区域名	区域のおおむねの位置
福岡市	伊都	J R今宿駅の西側の区域
	香椎駅周辺	西鉄香椎駅を中心とした区域
	香椎副都心	J R千早駅を中心とした区域
	渡辺通	地下鉄渡辺通駅の北西側の区域
	千里	福岡早良大野城線と国道202号の交差する南西の区域
	元岡	九州大学伊都キャンパスに隣接した区域
大野城市	下大利駅東	西鉄下大利駅の東側の区域
	乙金	九州自動車道の西側の区域

イ 市街地整備の目標

市街化区域のうち、おおむね10年以内実施（施工中を含む）を予定する主な事業は次のとおりとする。

市町名	区域名	事業名	地区名	面積	摘要
福岡市	伊都	土地区画整理事業	伊都地区	約130ha	
	香椎駅周辺	土地区画整理事業	香椎駅周辺地区	約21ha	
	香椎副都心	土地区画整理事業	香椎副都心地区	約66ha	
	渡辺通	土地区画整理事業	渡辺通駅北地区	約2.5ha	
	千里	土地区画整理事業	千里地区	約6.6ha	
	元岡	土地区画整理事業	元岡地区	約16.2ha	
大野城市	下大利駅東	土地区画整理事業	下大利駅東地区	約8.0ha	
	乙金	土地区画整理事業	乙金地区	約42ha	

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する方針

ア 基本方針

(ア) 基本方針

本区域は、北部は玄界灘及び海の中道と糸島半島が抱く博多湾に面し、南部は油山、脊振山等に、東部は三郡山地に連なる立花山に、西部は脊振山地に連なる丘陵地に囲まれた、自然環境豊かな区域である。

また、これらの山地から突出した丘陵地の間では瑞梅寺川、室見川、那珂川、御笠川、多々良川等の河川が博多湾にそそぎ込み、山地部とあわせて豊かな自然を形成している。

なかでも、玄界灘沿岸は玄海国定公園に、南部の脊振山地は脊振雷山県立自然公園に、四王寺山は太宰府県立自然公園に指定されており、特に良好な自然的環境を有する区域である。

また、当該区域は有史以前から大陸との交流を持っていたため、鴻臚館跡をはじめ、区域各地に貴重な文化財が出土しており、海と深いかわりを持つ歴史的環境に恵まれた地域でもある。

そこで、本方針では自然と歴史を継承しつつ、明るい都市生活を営むために、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、快適性の向上、文化財の保全等の観点から自然環境や公共緑地の系統的配置を定めるものである。

(イ) 緑地の確保目標水準

a 緑地の確保目標

平成17年（現況） における緑地の面積	平成32年における緑地の確保目標		
	緑地の面積	市街化区域面積に 対する割合	都市計画区域面積に 対する割合
約11,800ha	約13,000ha	約65%	約33%

b 都市公園の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成17年（現況）	平成32年
都市計画区域内人口1人当たりの目標水準	8.6m ² /人	11.8m ² /人

イ 主要な緑地の配置の方針

(ア) 環境保全系統

a 脊振雷山県立自然公園区域にある脊振山麓樹林地、玄海国定公園区域にある海岸線のクロマツ林地、太宰府県立自然公園区域である四王寺山樹林地を広域的緑地（外郭緑地）として位置付ける。

b 今宿、長垂、叶岳、飯盛山、椎原、油山、東平尾、金隈、城の越山、春日、粕屋、志免の各丘陵地、斜面緑地及び樹林地を外郭緑地から市街地内へ突出した貴重な緑地として都市緑地、風致地区に指定し保全する。

これらの緑地は、室見川、那珂川等の水辺緑地と連携して地域のまとまりをつくり、水と緑のネットワーク化を図る。

c 緑地拠点となる都市基幹公園、特殊公園、特別緑地保全地区等は、以上の緑地との連携を保ちながら配置し、緑のネットワークを形成させ、生活環境の向上、景観及び生物多様性の保

全を目指す。

(イ) レクリエーション系統

レクリエーションゾーンを週末レクリエーション（海洋、近郊、山岳の3つのレクリエーションゾーン）と、日常的レクリエーションゾーンで構成する。

- a 日常的レクリエーションゾーンとして、住区基幹公園、都市基幹公園を整備する。
- b 海洋レクリエーションゾーンとして、美しい海岸線を保全するとともに、市街地部の人工海浜をはじめとするウォーターフロント等を整備し、利用の拠点とする。
- c 近郊レクリエーションゾーンとして、国営海の中道海浜公園の整備を進めるとともに、市街地内にくさび状に入りこんだ緑地、及び本区域の歴史を裏づける寺院、史跡等を位置付け、それらを緑道等で結びネットワークの形成を図る。
- d 山岳レクリエーションゾーンとして、市街地の無秩序なスプロール化の抑制機能を維持させるとともに自然遊歩道等を積極的に整備する。

(ウ) 防災系統

- a 地震、水害、市街地火災の一次避難地として各住区内の近隣公園、学校及び耐火建築物等に囲まれたオープンスペースを確保し、それらを緑道、河川敷緑地等でネットワークさせて二次避難地へと導く。
- b 地すべりやがけくずれ危険箇所等は、当該地区を危険区域に指定して保全するとともに、あわせて背後の樹林地も保全する。
- c 山陽新幹線、九州自動車道、国道3号及び福岡空港等、大規模交通施設の沿線及び周囲には、緩衝緑地を設ける。

(エ) 景観構成系統

- a 街並みの骨格、背景となっている緑地を保全する。
市街地をとり囲んでいる北部の海の中道－志賀島－玄界島－糸島半島へと展開するクロマツの樹林地、西、南、東部の糸島半島－脊振山地－四王寺山－三郡山地のクス等を主体とした照葉樹林帯からなる「森の緑地環」及び「森の緑地環」から市街地に突出している「中央緑地帯」（油山～鴻巣山～南公園～大濠公園・舞鶴公園～西公園）、「博多の森丘陵地」（四王寺山～板付丘陵地～東平尾公園）、「西の腕」（曲渕から飯盛山～叶岳～長垂山）、「東の腕」（立花山～松崎・名島丘陵地帯）の「4本の緑の腕」の保全・整備を図るとともに、博多湾に面する「博多湾水際帯」（自然海岸、干潟、海岸林、臨港地区の緑等）の保全・整備を図る。
また、大野城市の四王寺、牛頸山群及び粕屋町の東部丘陵地、志免町の南部丘陵地を保全する。
- b 地区のランドマーク、シンボルマークとなっている景勝地・名所や神社、寺院を含む緑地を保全する。
春日市では春日神社、大野城市では特別史跡水城跡等、志免町では平成の森史跡七夕池古墳等、粕屋町では駕与丁池等の保全を図る。
- c 市街地内を流れる河川も貴重な自然を構成する1つの要素であり、室見川等の福岡市を流れ

る河川の保全を図りながら、緑地整備を行う。

また、大野城市の御笠川、牛頸川等及び粕屋町の多々良川、須恵川等、志免町の宇美川の保全を図る。

(オ) 総合的な緑地

- a 緑の骨格として、市街地をとり囲む「森の緑地環」と博多湾をとり囲む「博多湾水際帯」を位置付け、「山」と「海」の2つの緑地環の形成を図り、さらに市街地に突出している4本の丘陵地の「緑の腕」及び都市内に散在する「緑の拠点」（市街地内に点在し、さまざまな緑の機能を果たすまとまった緑とオープンスペース）、「緑のみち」（骨格となる緑や点在する緑の拠点をつなぐ緑）の4系統により構成する。
- b 海の中道から糸島半島へと展開する玄海国定公園区域を含む緑地及び西南、東部の山岳、丘陵地は、スプロールの抑制や景観上重要な緑地であり、「森の緑地環」として保全を図る。
- c 前面の博多湾をとり囲むウォーターフロントを「博多湾水際帯」として位置付け、既存の緑地の保全とともに人工海浜、海岸緑地等の保全と整備を図る。
- d 人為的植栽による市街地部に分布する公園、神社、寺院、鎮守の森等は、「緑の拠点」として、また、街路の並木、緑道も緑地として保全を図る。

ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針

(ア) 公園緑地などの整備目標及び配置方針

a 住区基幹公園

生活に密着した街区公園、近隣公園については、子供から高齢者まですべての人が安心して快適に過ごすために必要な身近な都市基盤として、適正規模、適正配置を進めていく。また、地区公園については、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションの場を確保するため、周辺の近隣公園と都市基幹公園の配置状況も踏まえ、配置を進めていく。

b 都市基幹公園

整備済みの東平尾公園、大濠公園、大野城総合公園、白水大池公園、春日公園等の総合公園に加え、舞鶴公園、西南杜の湖畔公園等の総合公園の整備を行い、約410haの確保を図る。また、整備済みの桧原運動公園、西部運動公園等の運動公園に加え、今津運動公園の拡張などを行い、約108haの確保を図る。今後は、これらの公園の機能充実を図っていき、必要に応じて新たな公園の配置も検討していく。

c 特殊公園

主として風致を享受することを目的として、眺望の良い樹林地等に片江風致公園などの風致公園を配置する。史跡・名勝・天然記念物等の文化財を広く一般に公開することを目的として、文化財の立地に応じて歴史公園を配置していく。今後も、野外レクリエーション機能の強化や都市個性を主張する特殊公園の配置を進めていく。

d 広域公園

広域レクリエーション需要を充足することを目的として、国営海の中道海浜公園を整備し、一部供用している。今後とも、この公園の整備の促進を図る。

e 緑地・緑道

防災機能強化、都市環境の保全、創出を図るため、配置を進める。

f 墓園

民間墓地等の需給状況を見ながら新たな墓園の設置を検討していく。

(イ) 特別緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地、風致地区、生産緑地地区について、指定を推進する。

a 特別緑地保全地区等

緑や生物多様性空間の保全を図るため、特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地等を指定してきた。今後とも引き続き、緑のネットワーク形成を図るため、保全の緊急性の高いものから指定を図る。特別緑地保全地区等については現況の約122haに加え、新たに約134ha、合計約256haの指定を図る。

b 風致地区

これまで都市の風致を維持するため、風致地区の指定を図ってきた。今後も市街化調整区域の樹林地等を保全し、風致の維持を図るため、現況の約441haの保全を図る。

c 生産緑地地区

農業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成を図るため、現況の約2haに加え、新たに市街化区域内の農地を生産緑地地区として指定を図る。

d 保安林

保安林については、現況約4,433haの保全を図る。

e 保存樹

保存樹については現況の約1,980本に加え、新たに約20本、合計約2,000本の保全を図る。

f 玄海国定公園、脊振雷山県立自然公園、太宰府県立自然公園

現況約4,670haの保全を図る。

エ 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設、または、指定を予定する地区は次のとおりとする。

(ア) 主要な公園緑地等

種 別	名 称
総合公園	舞鶴公園、西南杜の湖畔公園
運動公園	今津運動公園
風致公園	かなたけの里公園
国営公園	海の中道海浜公園

(イ) 主要な緑地保全地区等

緑地保全地区は市街化区域内の「緑の腕」に残る樹林地の指定を図る。

4 都市防災に関する方針

(1) 基本方針

都市機能が集積し高密度化した福岡市を中心とする本区域は、利便性、効率性、経済性に恵まれている反面、高層ビル、地下街、地下鉄、石油基地等の構造物あるいは交通手段、開発に伴う土地の形状の変更等が複雑に関わり、多種多様な災害発生等の危険性を内包している。

これらの災害に迅速・的確に対応するため、以下の方針に沿って、災害の特性を考慮した柔軟な防災対策の確立を図るなど、住民生活の安全性確保を基本理念に、災害に対応できる都市づくりの推進を図る。

- ア 公園、緑地や河川、海岸等について、これらを防災上の観点から必要な都市空間と位置付け、整備するとともに、外縁部の都市化に伴う土砂災害について、その防止を図る。
- イ 都市災害における情報の重要性に鑑み、通信情報連絡体制の強化を図る。
- ウ 住民、企業の防災に対する認識を深め、自主防災体制の確立を促進するため、自主防災組織の育成など積極的な意識の高揚を図る。また、住民の生命を守るため避難体制の充実を図る。

(2) 都市防災のための施策の概要

ア 防災対策、震災対策

消防施設や活動体制の整備拡充は勿論、地域の安全は地域で守るとの観点から、自主防災組織の結成を図り、地域ぐるみの防災体制の確立を進める。

また、防災広報や商業施設等への予防査察の強化などにより、予防指導體制の確立を図る。

さらに建築物の不燃化、耐震化の促進、狹隘道路の解消、公園の防災機能の強化、木造家屋密集地区の解消及び港湾機能強化など都市の防災性の向上を図る。

イ 洪水対策

集中豪雨等による都市型水害を回避するため、二級河川、準用河川、治水池、水路、下水道等それぞれの特性を生かした体系的な整備を推進し、排水機能の強化と適正な管理を図る。

なかでも、一部の低地で浸水が生じる地域については、ポンプ場や雨水管渠の整備を推進し、浸水地域の解消を図る。

また、流域における開発行為に伴い、雨水の流出量が増大し、放流先に影響を及ぼす場合は影響区間の改修、又は雨水の流出抑制施設の設置を指導し、下流の浸水被害の防止を図る。

ウ コンビナート防災対策

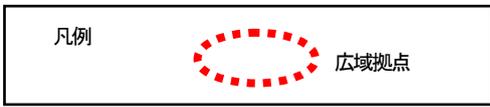
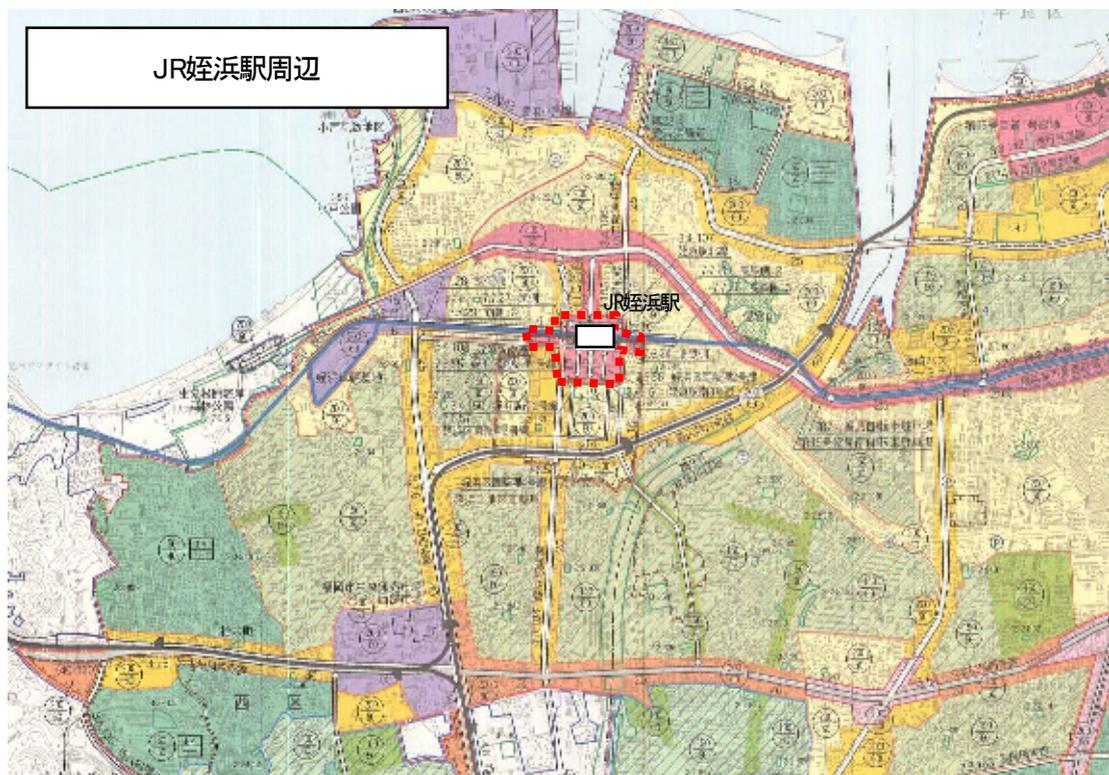
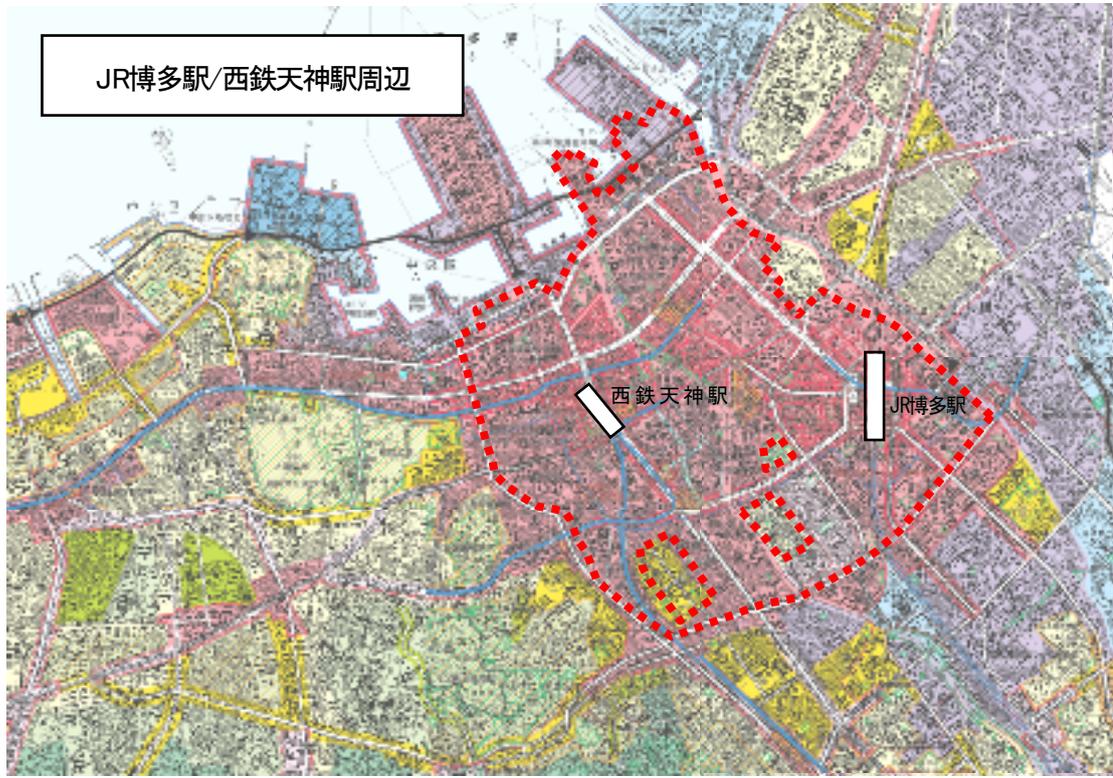
「石油コンビナート等災害防止法」に基づく特別防災区域に指定された区域では、共同防災組織及び自衛防災組織等の区域全体の面的防災体制の充実を図る。

エ その他

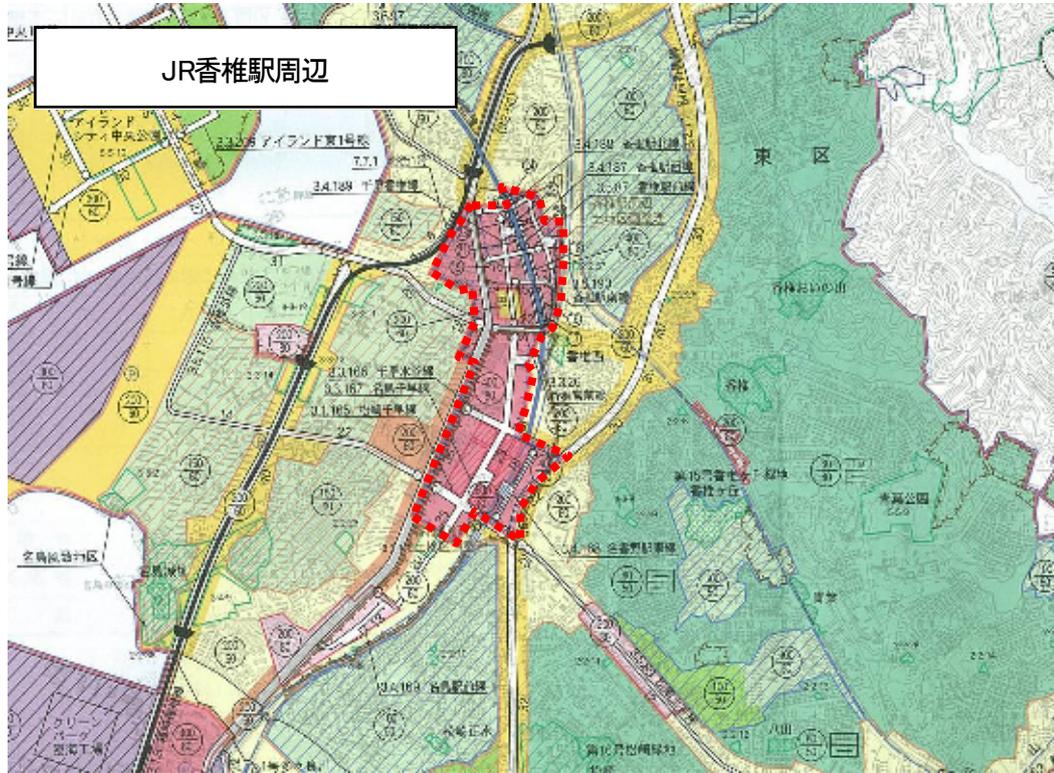
台風、豪雨などによる地すべり、山崩れ等の災害危険箇所については、災害を未然に防止すべく土地

の所有者、管理者による防災工事の施行を指導する。このため、土地の所有者等に対する改善の勧告、技術指導、防災工事資金の融資等を図るとともに、がけ地近接危険住宅の移転の促進を図り、土砂災害の危険性、適切な避難の必要性について住民の意識高揚を図る。

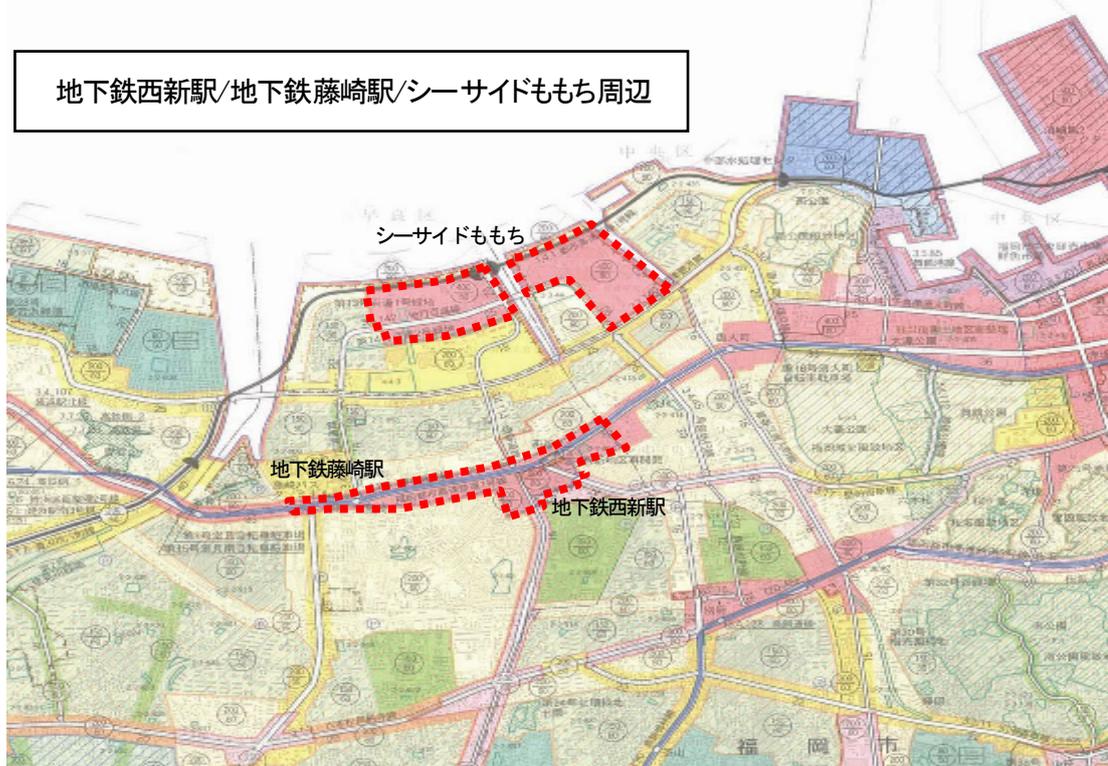
大規模集客施設の誘導方針区域図



大規模集客施設の誘導方針区域図



地下鉄西新駅/地下鉄藤崎駅/シーサイドももち周辺



大規模集客施設の誘導方針区域図



西鉄大橋駅周辺



西鉄雑餉隈駅・JR南福岡駅周辺



凡例

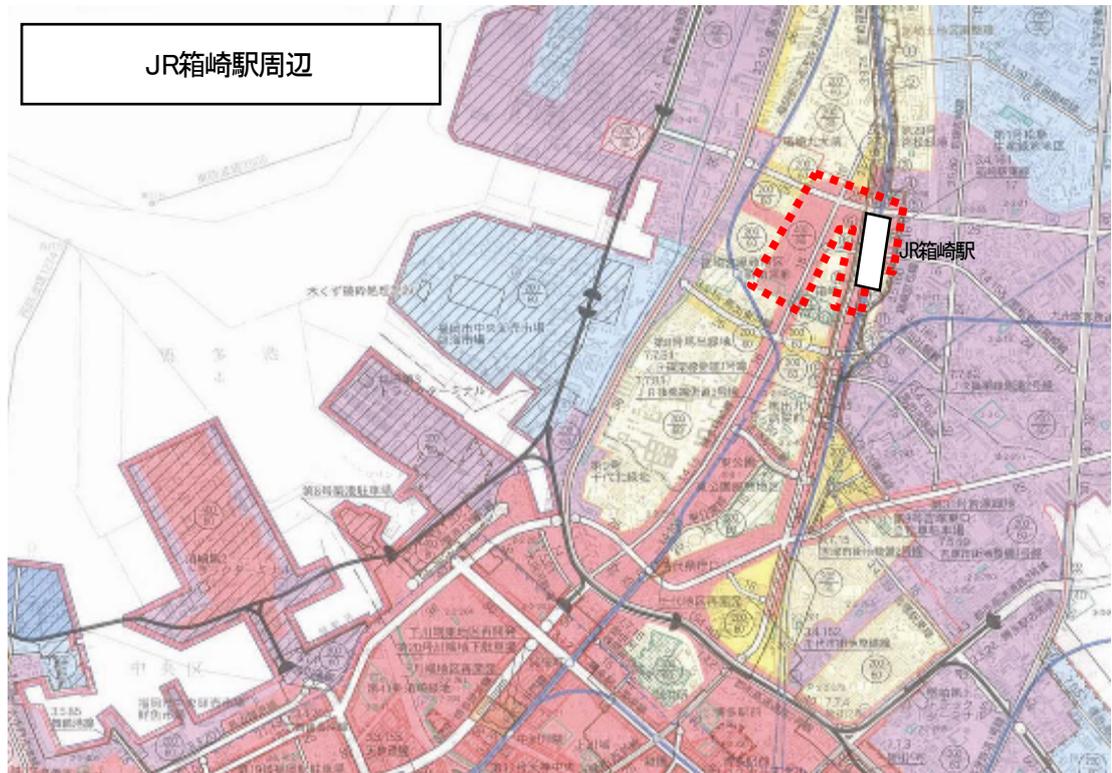


広域拠点

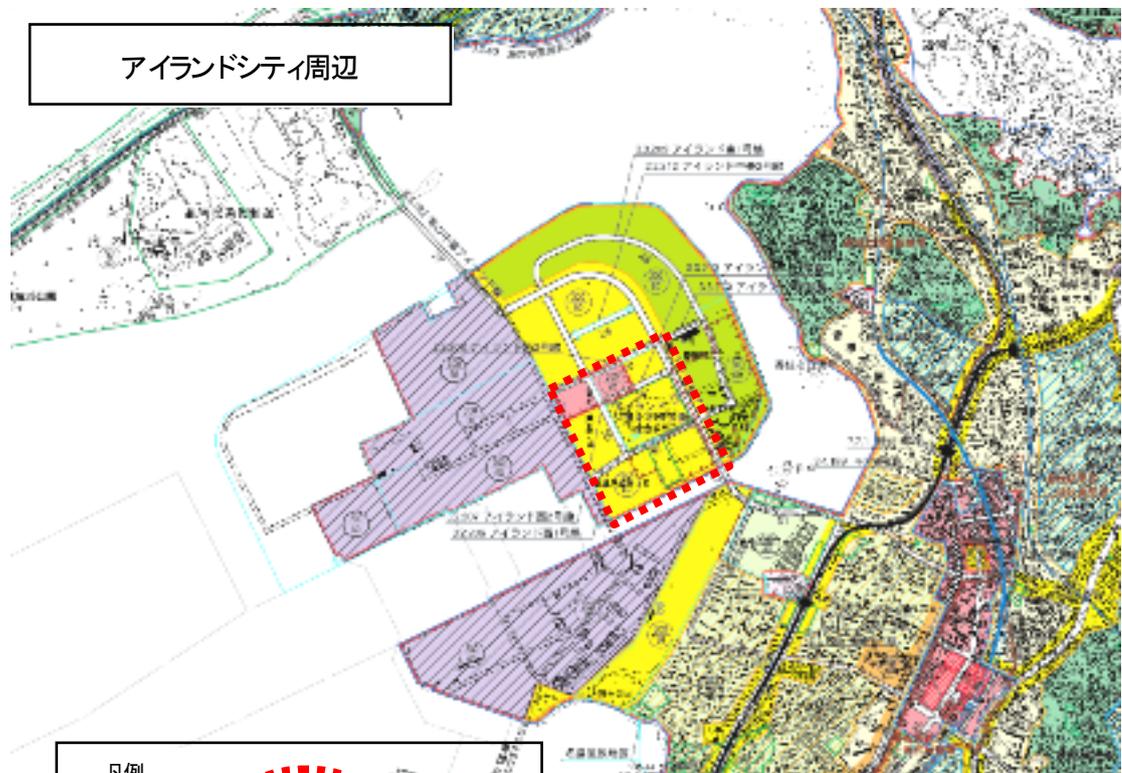
大規模集客施設の誘導方針区域図



JR箱崎駅周辺



アイランドシティ周辺

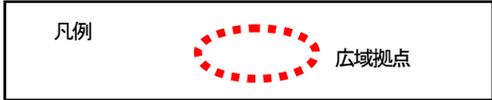
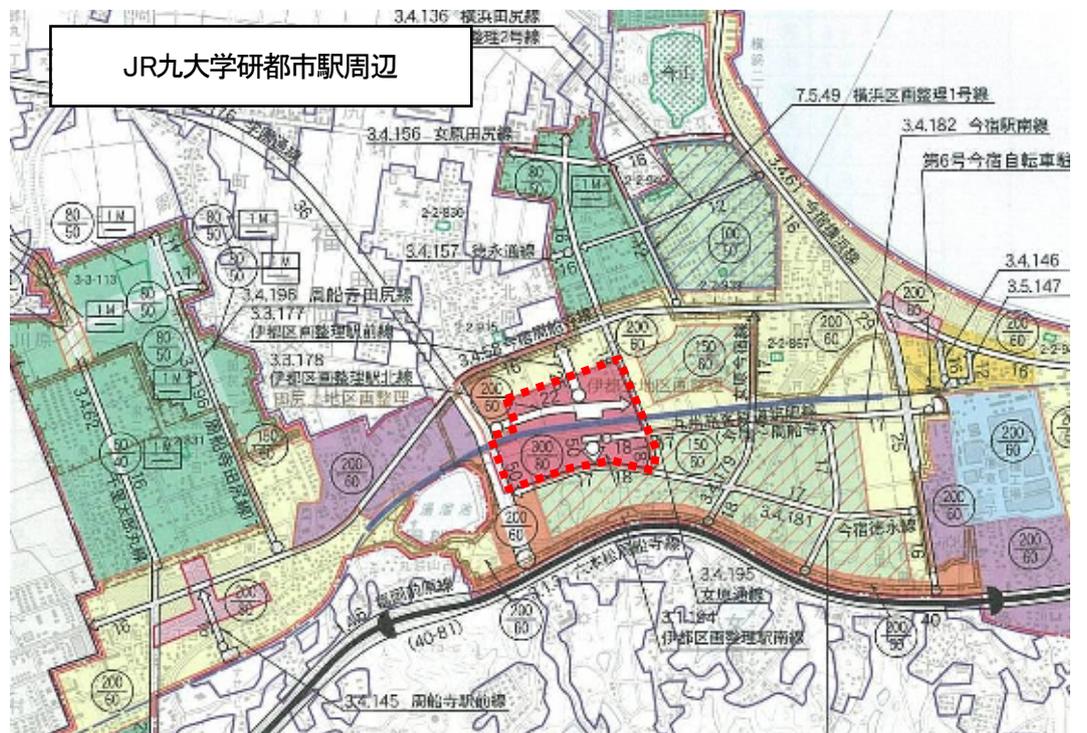
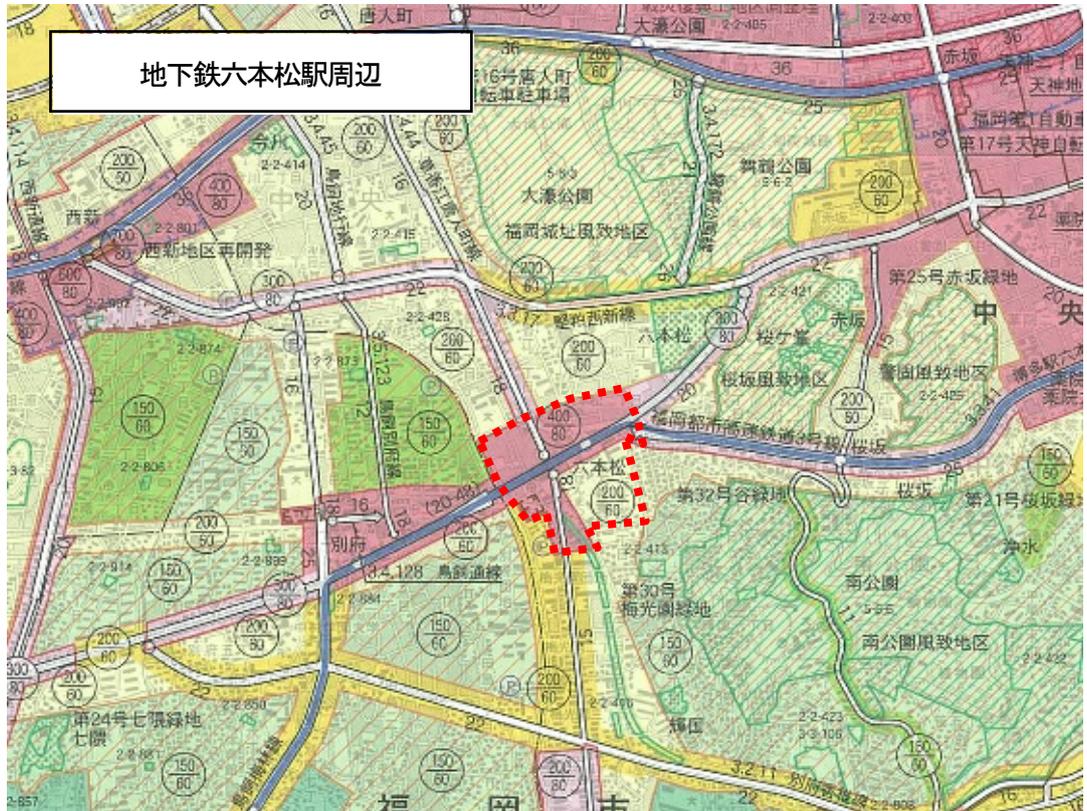


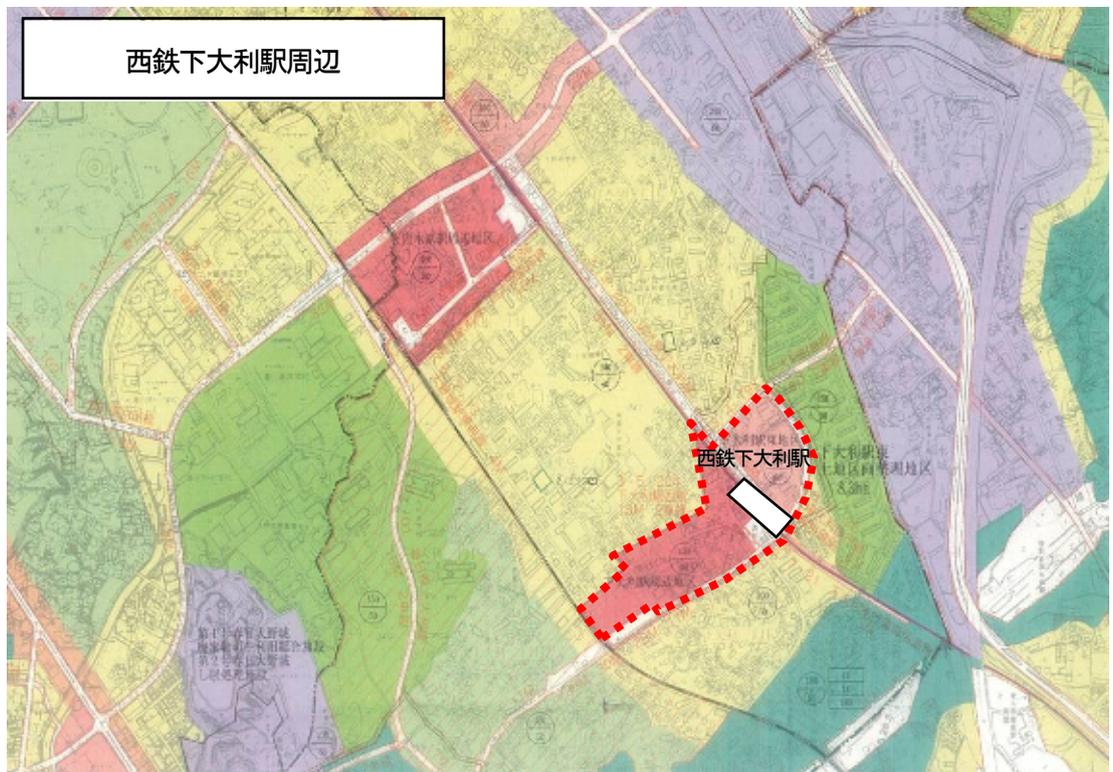
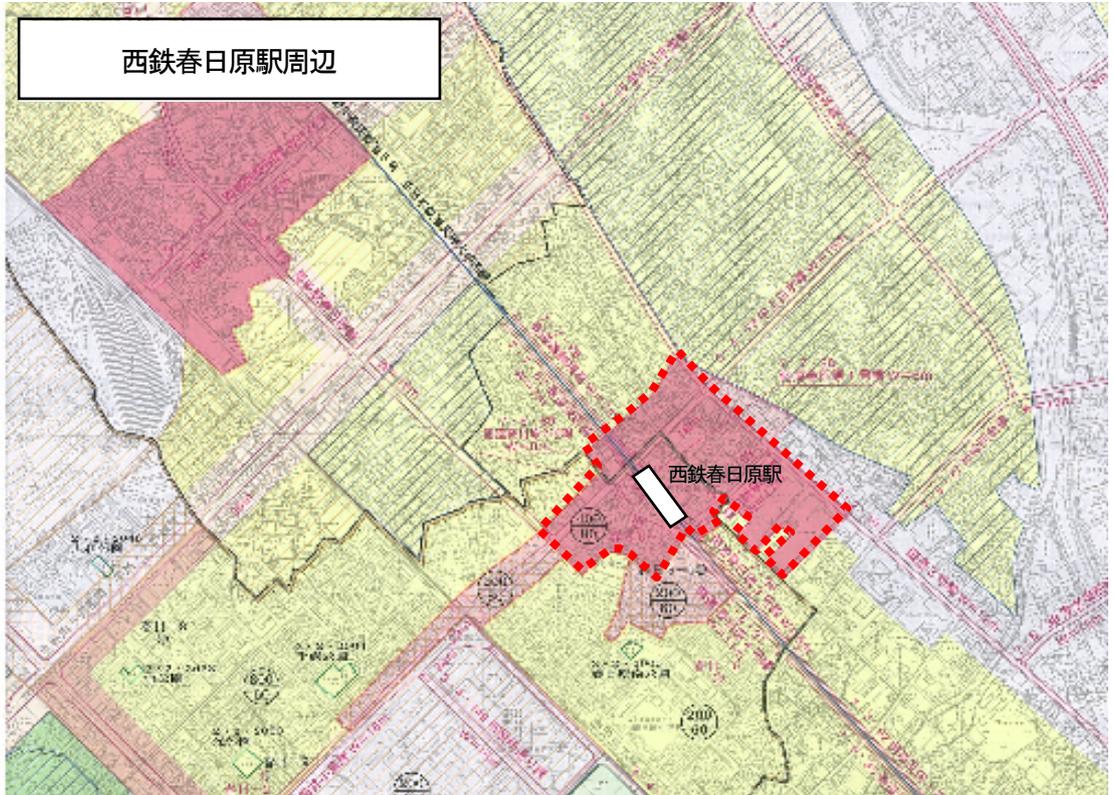
凡例



広域視点

大規模集客施設の誘導方針区域図





理 由 書

今回の見直しは、平成17年に実施した国勢調査及び平成19年に実施した都市計画に関する基礎調査や社会状況の変化を踏まえ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、平成27年における人口、産業の規模、市街地の面積及び時点修正による文言等を見直し変更するものです。

以 上